

2023年度
教職課程科目等履修生 募集要項

青山学院大学

学務部教職課程課

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25

電話 03-3409-9634

個人情報の取り扱いについて

出願に際してお知らせいただいた住所、氏名、生年月日等の個人情報は、「学校法人青山学院個人情報保護に関する規則」に基づき、①願書受付、②入学試験実施、③合格者発表、④入学手続とこれに付随する業務を行うために利用します。

目 次

1. 教職課程科目等履修生出願要項	1
2. 授業時間割表等の閲覧について	1 2
3. 志願票・写真票・受験票・納付書記入上の注意事項	1 2
4. 地図	1 4

所定用紙

- 科目等履修生志願票・写真票・受験票・納付書
- 科目等履修生願書
- 科目等履修生「履修計画書」

1. 教職課程科目等履修生出願要項

本学卒業生で、教育職員一種免許状（以下「教員免許状」という）・各種資格〔司書教諭、司書、社会教育主事、学芸員〕取得要件となる本学学部配置科目の履修を願い出る者および小学校・中学校の教員免許状取得のための介護等体験の実施を希望する者は、教職課程科目等履修生に出願してください。下記の要領により受付・審査を行います。

教員免許状の取得については、教育職員免許法および同施行規則の改正により、平成 31（2019）年度より新しい法令に基づく単位修得が必要となりました。教員免許状取得に必要な科目の履修を願い出る者は、平成 10 年改正法に基づく免許申請となるか、平成 28 年改正法に基づく免許申請となるかを自身の責任において教育委員会等において確認した上で、出願してください。

なお、文部科学省より令和 3 年 8 月 4 日付で「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」が公布され、小学校、中学校、高等学校教員免許状の取得希望者で「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）」の科目を修得せずに本学を卒業した場合には、令和 4（2022）年度より小学校、中学校、高等学校の教員免許状取得について新しい科目の修得が必要となります。ただし、本学の教職課程科目等履修生の制度においては、原則として今回の改正の適用外である令和 2（2020）年度入学生のカリキュラム（『教職課程履修の手引』）に則った履修となるため、今回の改正により新たに必要となった科目は履修できません。本要項の「(4) 履修科目および単位数について (5 ページ)」に記載の履修不可科目をあわせてご確認ください。

(1) 履修生の区分

①単位を必要とする者

②単位を必要としない者（介護等体験関係のみ募集）

※ 出願時に①、②のいずれかを申し出ること。出願後の変更は認めません。

※ 学部科目等履修生との併願は認めません。

※ 本学大学院在籍者を対象とする教職課程科目等履修生との併願は認めません。

(2) 出願資格

次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの資格を具備している者（★外国籍の者は4ページ外国籍の者の出願資格参照）。ただし、履修する年度に高等専門学校、短期大学および大学に在学中の者を除きます。

I. 幼稚園・小学校教員免許状関係

大学において、教育職員免許法（「平成10年6月10日 法98号」による改正以降のものに限る）に基づき、教員免許状を取得しようとする者で、本学の定める「教職に関する科目」の履修順序のある科目のうち、学部学科の課程に対応する入学年度の「第一段階に定める科目」*1の単位を修得済・修得見込の者、またはそれに該当する免許法施行規則に定める単位を修得済・修得見込の者で、次のイ)、ロ)のいずれかの条件を満たす者。

- イ) 本学教育人間科学部教育学科卒業生・卒業見込生または本学文学部教育学科もしくは本学文学部第二部教育学科卒業生
- ロ) 本学教育人間科学研究科教育学専攻修了生・修了見込生または本学文学研究科教育学専攻修了生

*1) 平成28年改正法に基づき教員免許状の取得を希望する者の、同施行規則に定める科目に該当する「第一段階に定める科目」は下表の通り。

幼児・初等の課程		2000年～2004年度 学部入学適用 「第一段階に定める科目」		2005年度 学部入学適用 「第一段階に定める科目」		2006年～2008年度 学部入学適用 「第一段階に定める科目」		2009年～2018年度 学部入学適用 「第一段階に定める科目」		2019年～2020年度 学部入学適用 「第一段階に定める科目」	
		出願に必要な事項	対応する本学の科目	出願に必要な事項	対応する本学の科目	出願に必要な事項	対応する本学の科目	出願に必要な事項	対応する本学の科目	出願に必要な事項	対応する本学の科目
第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	各科目に含めることが必要な事項										
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	「教育学概論」	○	「教育学概論」			○	「教育思想概説」	○	「教育思想概説」
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			○	「現代教師論」	○	「現代教師論」	○	「教職論」	○	「教職論（初等）」
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	○	（「教育学概論」）	○	（「教育学概論」）	○	「教育学概論」	○	「教育制度概説」	○	「教育制度概説」
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○	「教育心理学概論」	○	「教育心理学概論」	○	「教育心理学概論」	○	「教育心理学概説」	○	「教育心理学概説」

- ※ 平成10年改正法に基づき教員免許状の取得を希望する者は、同施行規則における上表と同内容の科目を修得済み・修得見込である場合に限り出願を認めます。
- ※ 1999年度以前入学生については、教員免許状の所持や教職経験を所要資格とした教員免許状取得を目指す方のみ出願を許可します。その際、「第一段階に定める科目」の修得に関する出願資格については、事前にご相談ください。
- ※ 2023年度の「幼児教育実習Ⅱ」・「初等教育実習Ⅱ」は、2022年9月に予備登録を行った者、または教職課程科目等履修生出願時まで自身で東京都公立学校および横浜市立小学校以外の学校から教育実習受入の内諾を得た上で、入学手続き時に教育実習予備登録を行う条件が整っている場合に限り履修することができます。ただし、勤務先での教育実習は認められません。
- ※ 2023年度の「教職実践演習（幼・小）」は、2023年度に教職課程科目等履修生として「幼児教育実習Ⅱ」もしくは「初等教育実習Ⅱ」を履修予定の者か、または、「教育実習」の単位を修得済みの者に限り履修することができます。
- ※ 小学校の教員免許状取得希望者は、免許状取得に7日間以上の介護等体験が必要です。

II. 中学校・高等学校教員免許状関係

大学において、教育職員免許法(「平成10年6月10日 法98号」による改正以降のものに限る)に基づき、教員免許状を取得しようとする者で、本学の定める「教職に関する科目」の履修順序のある科目のうち、学部学科の課程に対応する入学年度の「第一段階に定める科目」*2の単位を修得済・修得見込の者、またはそれに該当する免許法施行規則に定める単位を修得済・修得見込の者で、次のイ)、ロ)のいずれかの条件を満たす者。

- イ) 本学学部卒業生・卒業見込生で、出身学部学科に課程認定のある免許教科についての単位を修得しようとする者
- ロ) 専修免許状の課程認定を有する本学大学院研究科専攻の修了生・修了見込生で、出身研究科専攻の基礎となる学部学科に課程認定のある免許教科についての単位を修得しようとする者

*2) 平成28年改正法に基づき教員免許状の取得を希望する者の、同施行規則に定める科目に該当する「第一段階に定める科目」は下表の通り。

中等の課程			2000年～2004年度 学部入学適用 「第一段階に定める科目」		2005年～2008年度 学部入学適用 「第一段階に定める科目」		2009年～2018年度 学部入学適用 「第一段階に定める科目」		2019年～2020年度 学部入学適用 「第一段階に定める科目」	
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	出願に必要な事項	対応する本学の科目	出願に必要な事項	対応する本学の科目	出願に必要な事項	対応する本学の科目	出願に必要な事項	対応する本学の科目
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	「教育原理」または「教育学概論」	○	「教育原理」または「教育学概論」	○	「教育原理A」または「教育思想概論」	○	「教育原理A」
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			○	「現代教師論」	○	「教職論」	○	「教職論(中等)」
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	○	(「教育原理」または「教育学概論」)	○	(「教育原理」または「教育学概論」)	○	「教育原理B」または「教育制度概論」	○	「教育原理B」
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○	「教育心理」または「教育心理学概論」	○	「教育心理」または「教育心理学概論」	○	「教育心理」または「教育心理学概論」	○	「教育心理(中等)」

- ※ 平成10年改正法に基づき教員免許状の取得を希望する者は、同施行規則における上表と同内容の科目を修得済み・修得見込である場合に限り出願を認めます。
- ※ 1999年度以前入学生については、教員免許状の所持や教職経験を所要資格とした教員免許状取得を目指す方のみ出願を許可します。その際、「第一段階に定める科目」の修得に関する出願資格については、事前にご相談ください。
- ※ 2023年度の「中等教育実習ⅡA」・「中等教育実習ⅡB」は、2022年9月に予備登録を行った者、または教職課程科目等履修生出願時までに自身で東京都公立学校および横浜市立中学校以外の学校から教育実習受入の内諾を得た上で、入学手続き時に教育実習予備登録を行う条件が整っている場合に限り履修することができます。ただし、勤務先での教育実習は認められません。
- ※ 2023年度の「教職実践演習(中・高)」は、2023年度に教職課程科目等履修生として「中等教育実習ⅡA」もしくは「中等教育実習ⅡB」を履修予定の者か、または、「教育実習」の単位を修得済みの者に限り履修することができます。
- ※ 本学文学部第二部英米文学科卒業生で英語科の教員免許状取得希望者のうち、「中等教育実習Ⅰ」、「中等教育実習ⅡA」、「中等教育実習ⅡB」の履修希望者は、実習校での教育実習実施予定年度より逆算し4年以内に、以下の条件を満たした者に限ります。
 - ・英検準1級以上、TOEIC 680点以上、TOEFL 68点以上(iBT)のいずれかを取得した者(出願時にいずれかを証明する書類のコピーを提出すること)
- ※ 中学校の教員免許状取得希望者は、免許状取得に7日間以上の介護等体験が必要です。

Ⅲ. 介護等体験関係（履修生区分② 単位を必要としない者）

次のイ)、ロ) の両方の条件を満たす者。

イ) 本学学部卒業生・卒業見込生または大学院修了生・修了見込生

ロ) 小学校または中学校教員免許状取得のため、本学が設ける教員免許状取得に係る所定単位を卒業または修了時まですべて修得し、教育職員免許法の特例による介護等体験のみを行うことで当該教員免許状取得のための授与資格を満たすことができる者

※ 小学校および中学校の教員免許状取得希望者は、免許状取得に7日間以上の介護等体験が必要です。

Ⅳ. 各種資格関係（「司書教諭」「司書」「社会教育主事」「学芸員」）

次のイ)、ロ) のいずれかに該当する者。

イ) 本学学部卒業生・卒業見込生

ロ) 本学大学院修了生・修了見込生

★ 外国籍の者の出願資格

履修生として出願を希望する外国籍の者は、上記の出願資格Ⅰ～Ⅳのほか、以下の①と②双方に該当する者。

① 次のいずれかに該当する者

イ) 履修する年度の4月から1年間以上日本国に在留資格を有している者

ロ) 年度の途中で日本国の在留資格の期限が切れる者については、期限後も本学の履修生の身分に関係なく在留資格の更新が可能である者

② 財団法人日本国際教育支援協会が実施している日本語能力試験の旧一級・N1合格者

(3) 募集人員

履修生の区分	募集人員
①単位を必要とする者 Ⅰ. 幼稚園・小学校教員免許状関係 Ⅱ. 中学校・高等学校教員免許状関係 Ⅳ. 各種資格関係	若干名（正規学生の授業に支障が生じない範囲）
②単位を必要としない者 Ⅲ. 介護等体験関係	若干名（正規学生の介護等体験に支障が生じない範囲）

(4) 履修科目および単位数について

教職課程および各種資格課程の履修は、原則として2020年度入学生適用の『教職課程履修の手引』に従ってください。ただし、教員免許状または各種資格取得に係る単位修得において複数年にわたって科目等履修生を希望する場合、2年目（2024年度）の履修は、原則として2021年度入学生適用の『教職課程履修の手引』に従ってください。

① 最高履修制限単位について

単年度に履修できる単位数は 20 単位まで とします。

② 複数年にわたる教職課程科目等履修を希望する場合の注意事項

複数年にわたって教員免許状・各種資格の取得に係る単位を修得しようとする者は、出願書類として「履修計画書」に履修を希望する科目名称、単位数、受講予定年度を記入のうえ提出してください。届出のあった科目以外は、理由の如何を問わず出願以降に追加することは認めません。なお、本年度出願時に「履修計画書」を提出しない場合は、2024年度の継続履修を認めません。

③ 履修科目について（全般的事項）

- i. 履修を許可された後の授業科目の変更は認めません。
- ii. 正規学生の受講者がいない場合、その授業科目は開講されません。
- iii. 曜日、時限、クラス、人数制限をされる科目、また、授業担当者により履修を制限される科目があります。
- iv. 履修順序の設けられている科目については、これに従ってください。

④ 履修科目について（教員免許状取得に関する事項）

- i. 履修が認められる科目は、取得を希望する教員免許状に必要な科目に限ります。
- ii. 教員免許状取得に係る科目のうち履修ができない授業科目

本学の科目配置	科目名
教育人間科学部教育学科科目	教育方法論（初等） ※1
	音楽概説（器楽 A）
	音楽概説（器楽 B）
	図画工作概説（美術）
	図画工作概説（造形）
	地理情報分析法 A
	地理情報分析法 B
教職課程科目	教育方法論（中等）

※1) 小学校免許取得希望者のみ不可。幼稚園免許取得希望者は履修可。

- iii. 過去に、教育実習で実習校に著しい迷惑をかけ、実習辞退となった者、また、指導力不足等により教員としての資質に欠けることを理由として「幼児教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅱ」「中等教育実習ⅡA」「中等教育実習ⅡB」が不合格となった者については、原則として当該授業科目の履修を認めません。

- iv. 平成 10 年改正法に基づいた免許状取得を希望する場合は、「教育職員免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目」のみ履修が可能です。
- v. 文学部英米文学科学科科目の「Integrated English I/II/III」を履修希望する場合は、TOEFL iBT テストにおいて 76 以上またはこれと同程度の英語力検定試験のスコアを出願書類とともに提出する必要があります（履修希望年度より遡って過去 2 年以内の受験スコア。コピーでの提出可）。

⑤ 履修科目について（各種資格取得に関する事項）

<各種資格共通>

- i. 履修が認められる科目は、取得を希望する各種資格に必要となるものに限ります。

<司書>

- i. 教育学科開設科目およびコミュニティ人間科学科開設科目の「図書館情報学実習 A」「図書館情報学実習 B」の履修については制限を設ける場合がありますので、履修を希望する場合は出願時に相談してください。

<社会教育主事>

- i. 社会教育主事講習等規定改正により、令和 2 年度（2020 年度入学者）以降カリキュラムにおいては、新課程に基づく科目履修となります。
- ii. コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科科目は履修不可。

<学芸員>

- i. 学芸員資格取得に係る科目のうち履修が出来ない授業科目

本学の科目配置	科目名
文学部史学科科目	博物館実習 I
文学部比較芸術学科科目	博物館実習 I、博物館実習 II
総合文化政策学部総合文化政策学科科目	ミュージアム実習 I、ミュージアム実習 II
コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科科目	博物館実習 I、博物館実習 II

- ii. 本学において文学部史学科開設科目の「博物館実習 I」を修得済の者に限り、文学部史学科開設科目の「博物館実習 II」を履修することができます。
- iii. 複数年にわたり単位の修得を希望する者で、2024 年度に文学部史学科開設科目の「博物館実習 II」の履修を希望する場合、正規学生の受講者数によっては、履修できない場合があります。

(5) 出願書類

以下の書類（各一通）に検定料を添えて出願してください。

科目等履修生願書	所定用紙、写真貼付のこと。必ず本人が記入してください。
志願票・写真票・受験票・納付書	所定用紙、写真貼付のこと。志願票・写真票・受験票・納付書記入上の注意事項（12ページ）を参照のこと。
学力に関する証明書 （教育職員免許状取得希望者のみ）	履修生区分①に該当する者のうち「教科及び教職に関する科目」の履修を希望する者は、平成 28 年改正法適用書式とし、取得希望の免許状の校種・教科に係る単位が表記されたものに限る（ただし、平成 21 年度以前に大学に入学し「総合演習」の単位を修得した者は修得年度が確認できる学力に関する証明書も併せて提出すること）。 出願資格の「第一段階に定める科目」の単位を修得見込の者は「単位修得見込証明書」も併せて提出すること。「教育職員免許法施行規則 66 条の 6」に定める科目のみ履修を希望する者は適用書式について教職課程課までお問い合わせください。履修生区分②に該当する者は、取得希望の免許状について所要資格をすべて満たしたことが確認できる「学力に関する証明書」を提出すること。なお、本学卒業見込者、継続して出願する者は不要。
各種資格単位修得証明書 （各種資格取得希望者のみ）	「司書教諭」「司書」「社会教育主事」「学芸員」に係る単位が表記されたもの。単位を修得見込の者は「単位修得見込証明書」を提出すること。なお、本学卒業見込者、継続して出願する者は不要。 司書・学芸員は平成 24（2012）年改正施行規則適用書式とし、社会教育主事は平成 30（2018）年改正施行規則適用書式とする。ただし、「社会教育主事」資格取得希望者のうち、旧課程（2019 年以前カリキュラム）で定められた修得単位数を満たしており、「社会教育士」称号のために追加で新課程科目を履修する見込みの者は、旧課程での「単位修得見込証明書」を提出すること。
成績証明書（学部学科等の課程）	本学卒業見込者、継続して出願する者は不要。 なお、大学院修了者、修了見込者は提出すること。
成績証明書（研究科専攻等の課程）	本学大学院修了見込者、継続して出願する者は不要。
卒業証明書・修了証明書	本学卒業見込者、修了見込者、継続して出願する者は不要。
履修計画書（継続希望者のみ）	所定用紙、(4)履修科目および単位数について②（5ページ）を参照のこと。

※ 卒業・成績等の証明書に記載される姓と、現在の姓が異なっている場合は、上記書類と共に戸籍抄本または戸籍記載事項証明書（写しでも可）を提出してください。

※ 本学卒業生のうち、教員免許状の取得に係る必要単位に本学以外の機関で修得した単位を含む場合は、当該機関からの「学力に関する証明書」が必要となります。

※ 第二部英米文学科卒業生は、必要に応じて、英語能力を証明する書類のコピーを提出してください。詳細は 3 ページを参照してください。

(6) 出願期間・場所

履修生の区分	出 願 日 時		出願場所 (14ページ地図参照)
	3月4日(土)	3月6日(月)	
①単位を必要とする者	9:00～11:00	9:00～11:00	学務部教職課程課 (青山キャンパス 17 号館 2 階 スチューデントセンター)
②単位を必要としない者	12:30～15:00	12:30～16:00	

※ 郵送受付は行いません。

※ 出願資格を満たしていないことが判明した場合は、出願の受付を取り消します。

(7) 入学検定料

履修生の区分①の者〔単位を必要とする者〕： 35,000円

履修生の区分②の者〔単位を必要としない者〕： 35,000円

※ 2022年度から継続して出願する場合には、2023年度の試験および入学検定料は免除されます。

※ 2021年度からの教職課程科目等履修生であり、2023年度も継続して出願する場合は、「新規」としての取扱いとなり、新たに筆記試験、面接および入学検定料が必要です。

	2021年度	2022年度	2023年度
2021年度からの 教職課程科目等履修生	試験および入学検定料 必要	試験および入学検定料 免除	試験および入学検定料 必要
2022年度からの 教職課程科目等履修生		試験および入学検定料 必要	試験および入学検定料 免除

(8) 選考日時・方法

2023年3月9日(木)

◆試験場所 青山キャンパス

◆試験当日は、試験開始15分前までに試験室に集合してください。

◆試験室および面接室は、試験当日青山キャンパス 正門付近(14ページ地図参照)に掲示します。

◆2022年度からの継続資格がある者および履修生の区分②単位を必要としない者については、書類審査のみの選考となるため、来校の必要はありません。

試験日	履修生の区分	時間割	
2023年 3月9日(木)	①単位を必要とする者 I. 幼稚園・小学校教員免許状関係 II. 中学校・高等学校教員免許状関係 IV. 各種資格関係	書類審査	
		小論文	13:00~14:00
		面接	15:00
	②単位を必要としない者 III. 介護等体験関係	書類審査	

(9) 合格者発表(「履修生の区分② 単位を必要としない者」を含む)

2023年3月10日(金) 10:00

青山キャンパス 17号館2階学生センター前(14ページ地図参照)

相模原キャンパス B棟1階学生センター内 教職課程掲示板

(10) 合格者への入学手続書類交付（「履修生の区分② 単位を必要としない者」を含む）

合格者は、以下の場所で入学手続書類を受け取り、必要書類を準備した上で、(11)に従って手続を行ってください。

履修生の区分	日 時	入学手続書類交付場所
①単位を必要とする者	3月10日（金）、3月13日（月） 13：00～16：00	学務部教職課程課 （青山キャンパス17号館2階 スチューデントセンター）
②単位を必要としない者		

◆3月13日（月）は、入学手続期間の最終日ですので、時間に注意してください。

(11) 入学手続期間（「履修生の区分② 単位を必要としない者」を含む）

履修生の区分	入 学 手 続 日 時	入学手続書類提出場所
①単位を必要とする者	3月10日（金）、3月13日（月） 13：00～16：00	学務部教職課程課 （青山キャンパス17号館2階 スチューデントセンター）
②単位を必要としない者		

◆合格者は、学務部教職課程課（17号館2階スチューデントセンター、14ページ地図参照）で交付する入学手続書類により、上記期日に入学手続を完了してください。なお、入学手続には①受講料（振込のみ）、②写真1枚（上半身正面・脱帽・無背景・最近3ヵ月以内に撮影し、表面が光沢仕上げのもので、タテ4cm×ヨコ3cmのもの）、③印鑑（本人印）が必要ですので、事前に用意してください。

◆入学手続日の時間内に所定の手続を完了しない者は、入学の意思がないものとみなし、合格を取り消します。

(12) 受講料

①単位を必要とする者

消費税は課税されません

科 目	単 位 料（1単位あたり）
文学部、総合文化政策学部、 教育人間科学部の科目 青山スタンダード科目	27,000円
教職課程科目	
理工学部の科目	37,200円
社会情報学部の科目	34,400円
コミュニティ人間科学部の科目	31,100円

②単位を必要としない者

消費税は課税されません

介護等体験のみ	6,700円
---------	--------

◆介護等体験を必要とする者は、入学手続時に介護等体験費用（13,500円）を上表の受講料とは別に納入してください。

◆受講料は全額一括納入してください（振込のみ）。

(13) 教員免許状・各種資格に係る証明書の発行について

教職課程科目等履修生で「①単位を必要とする者」に出願・合格した者は、教職課程科目等履修生として修得した単位について、願い出により教職課程課で「学力に関する証明書」「各種資格単位修得証明書」を発行することが可能です（別途発行手数料が必要）。

学部科目等履修生として履修した科目についての単位は、「学力に関する証明書」「各種資格単位修得証明書」に記載することは一切できません。

教職課程科目等履修生が教員免許状を申請する場合は、全て個人申請（申請先は勤務校または居住地の所在する都道府県の教育委員会）とします。また、本学以外の単位修得機関で修得した単位を併せて免許状を取得する場合、原則本学で免許状・各種資格取得見込証明書の発行は行えません。ただし、学部在学時に教職課程における入学前既修得単位の取り扱いについて、教職課程課または学務課にて履修指導を受け、その指導に従って単位を修得した場合を除きます。なお、免許状・各種資格取得見込証明書の発行が行える場合も、発行には日数を要しますので注意してください。

教職課程科目等履修生が司書教諭資格を申請する場合（本学で全ての単位を修得した場合に限る）は、司書教諭資格大学一括申請に申し込むことができます。手続等詳細については、2023年7月以降に教職課程課にて確認してください。

(14) 注意事項

- ① 教員免許状および各種資格取得に必要な授業科目の履修申請、適用法の確認に関しては、出願者各自の責任において行ってください。
- ② 出願資格の「学部学科の課程に対応する入学年度の『第一段階に定める科目』の単位」を他大学で修得する見込で出願し入学が許可された者にあつては、2023年3月17日（金）までに、当該単位の修得を証明する「学力に関する証明書」（免許申請する際に適用される法律に基づいた書式）を提出してください。なお、当該証明書が提出されない場合または「学部学科の課程に対応する入学年度の『第一段階に定める科目』の単位」が未修得であった場合は、科目等履修生の試験に合格し、入学手続を完了しても入学を許可しません。
- ③ 次年度以降、継続して履修を希望する場合は、各年度の出願期間中に改めて願書を提出してください（自動継続はしません）。この場合、試験および検定料は履修生の区分が同一の場合に限り1ヵ年を限度に免除します。なお、単位を必要としない介護等体験関係の科目等履修生については、次年度に継続しての出願はできません。
- ④ 介護等体験については、過去に正当な理由なく辞退した場合、自身の理由により中止となった場合等においては、原則として登録を認めません。
- ⑤ 2023年度に介護等体験を行う者は、「介護等体験オリエンテーション」に必ず出席してください。欠席者については、介護等体験を辞退したものとみなします。
- ⑥ 一旦提出した書類・入学検定料・受講料等は、事情の如何を問わず一切返還しません。ただし、大学側の事情により、科目の履修ができなくなった時は、返還する場合があります。
- ⑦ 出願に際して大学が取得した個人情報、出願受付・選考・合格発表・入学手続とこれに付随する業務以外には使用しません。
- ⑧ 出願資格について不明な点がある場合は、授業時間割表等の閲覧時間（12ページ参照）に学務部教職課程課または相模原事務部学務課教職課程担当までご確認ください。
- ⑨ 本学在学時に出身学科が有していた教職課程のうち、現在は課程を取り下げている校種・教科について、他学部他学科に同校種・同教科の課程がある場合は、他学部他学科の課程を履修することが可能です。ただし、「教育職員免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目」の履修を希望する場合は原則出身の学部学科の科目を履修することとなります。履修可能な他学部他学科の課程には制限がありますので、詳細については、学務部教職課程課または相模原事務部学務課教職課程担当までお問合せください。
- ⑩ 教職課程科目等履修生の選考における過去の出題内容は一切開示していません。

2. 授業時間割表等の閲覧について

2023年度の授業時間割表および講義内容は、次の通り閲覧できます。

期 間：2023年2月25日（土）、2月27日（月）、2月28日（火）

開室時間：青山キャンパス 2月25日 9：00～11：30 12：30～13：00

2月27日、2月28日 9：00～11：30 12：30～17：00

相模原キャンパス 2月25日 9：00～11：30

2月27日、2月28日 9：00～11：30 12：30～16：00

場 所：青山キャンパス 学務部教職課程課（17号館2階学生センター14ページ地図参照）

相模原キャンパス 相模原事務部学務課教職課程担当（B棟1階学生センター）

3. 志願票・写真票・受験票・納付書記入上の注意事項

- 『志願票・写真票・受験票・納付書』（所定用紙 No. 1、No. 2）を、黒のボールペンを使用し、丁寧に本人自筆で記入してください。
- 記載を誤った場合は、修正液（修正テープ）を使用して構いません。ただし、金額の訂正については、訂正印を使用してください。

(1) 志願票

- ① 各項目はもれなく記入してください。ただし、※印欄は記入しないでください。
- ② 取得希望免許状または資格の種類は正確に記入してください。
（例） ×中学校（英語） ×小学校
○中学校教諭1種免許状（英語） ○小学校教諭1種免許状
- ③ 出願区分（単位を必要とする者、単位を必要としない者）の番号を○で囲んでください。
- ④ 志願票の氏名は、戸籍に記載の本名を姓・名の順に記入してください。
- ⑤ 志願票の氏名（フリガナ）欄は、左からつめて1枠に1文字ずつ記入し、姓と名の間は必ず1枠あけてください。また、濁音・半濁音の時は、「゛」、「゜」だけを次の1枠に入れ、促音（つまる音）および拗音は「キャ、キュ、キョ」等と記入してください。

（例）

シ	ハ	゛	タ		シ	゛	ユ	ン
---	---	---	---	--	---	---	---	---

- ⑥ 生年月日は西暦で記入し、月・日が1桁の場合は、前に必ず0を付けてください。

（例）1999年4月3日生まれの場合

1	9	9	9	0	4	0	3
---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑦ 受信場所は大学から速やかに且つ正確に連絡のとれる場所を記入してください。マンション、アパートの場合は部屋番号、下宿の場合は〇〇様方をはっきり記入してください。
- ⑧ 携帯電話をお持ちの方は、携帯電話番号を記入してください。
- ⑨ 最終学歴欄は年月を西暦で記入し、コード（1・2・3・4・6）のうち1つを選択し、○で囲んでください。また、最終学歴校名（学部・学科、研究科・専攻等）を記入してください。
- ⑩ 出願資格の箇所は、最終学歴が科目等履修生の出願資格（2ページ）（2）出願資格I～IVのイ、ロ）に記載）と異なる場合に記入してください。

(2) 受験票・納付書

- ① 各項目はもれなく記入してください。ただし、※印欄は記入しないでください。
- ② 所定の検定料（金額）を記入してください。（8ページ(7)参照）

(3) 写真票

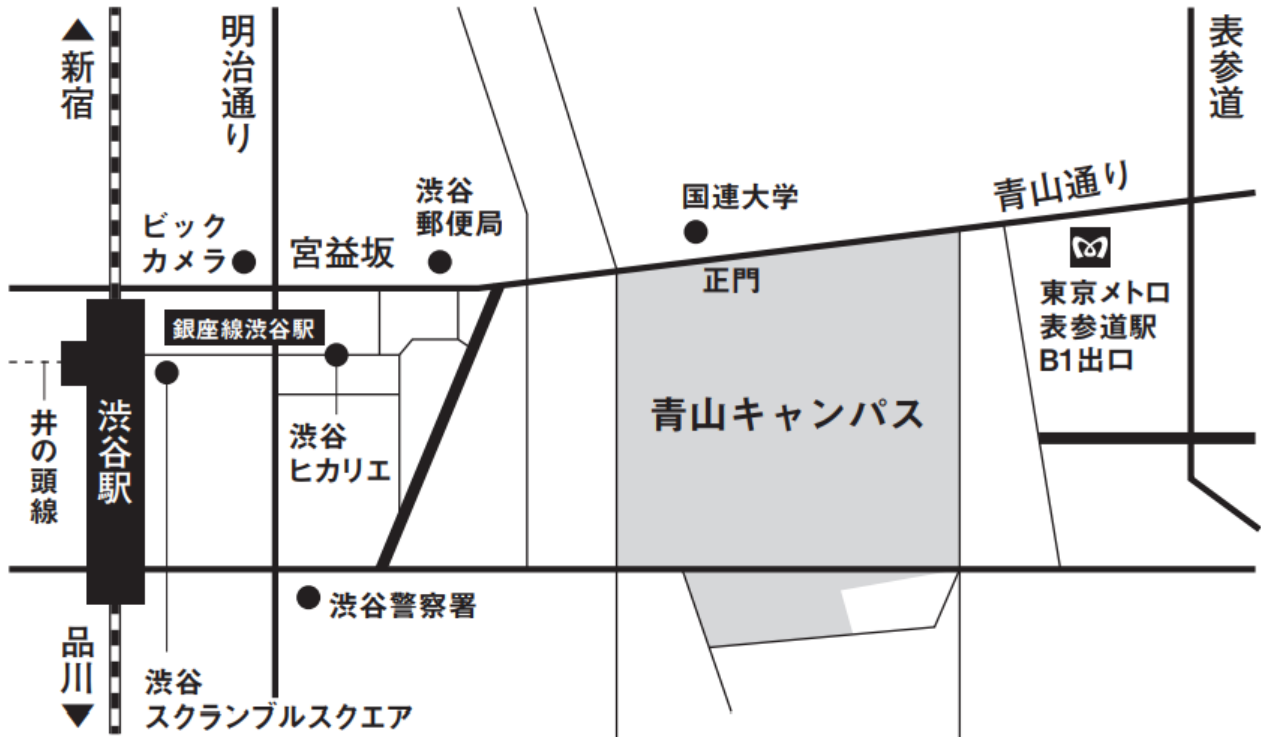
- ① 各項目はもれなく記入してください。ただし、※印欄は記入しないでください。
- ② 写真貼付の指示に従い、最近3ヵ月以内に撮影した正面・脱帽の写真を貼付してください。写真の裏面には、氏名を記入してください。写真の裏面がシールの場合、氏名の記入は不要です。

4. 地図

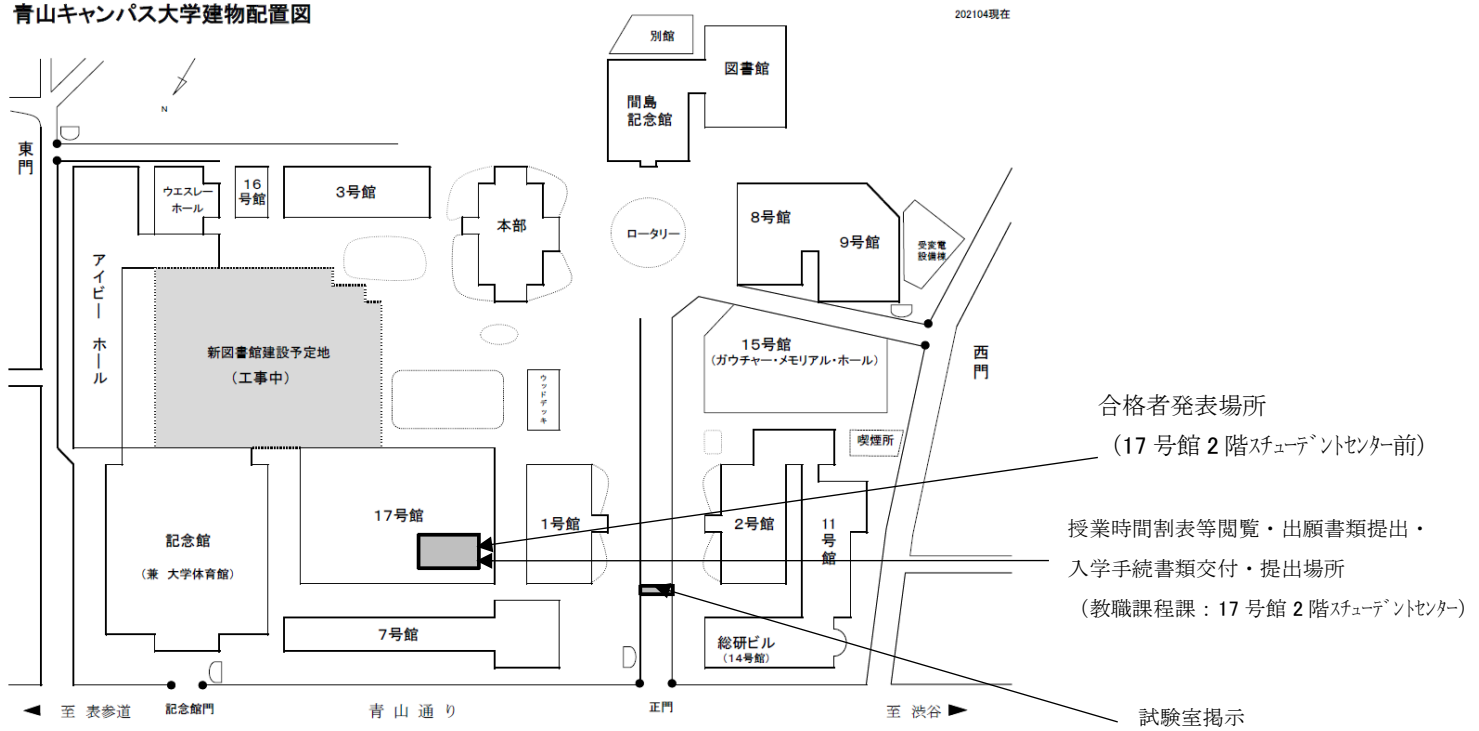
青山キャンパス

本学への地図

JR 山手線、JR 埼京線、東急線、京王井の頭線、東京メトロ副都心線 他「渋谷駅」より徒歩10分
東京メトロ（銀座線・千代田線・半蔵門線）「表参道駅」より徒歩5分



青山キャンパス大学建物配置図



青山学院教育方針

青山学院の教育は
キリスト教信仰にもとづく教育をめざし、
神の前に真実に生き
真理を謙虚に追求し
愛と奉仕の精神をもって
すべての人と社会とに対する責任を
進んで果たす人間の形成を目的とする。

青山学院スクール・モットー

地の塩、世の光
The Salt of the Earth, The Light of the World

青山学院大学の理念

青山学院大学は、「青山学院教育方針」に立脚した、
神と人ともに仕え社会に貢献する
「地の塩、世の光」としての教育研究共同体である。
本学は、地球規模の視野にもとづく正しい認識をもって
自ら問題を発見し解決する知恵と力をもつ人材を育成する。
それは、人類への奉仕をめざす自由で幅広い学問研究を通してなされる。
本学のすべての教員、職員、学生は、
相互の人格を尊重し、建学以来の伝統を重んじつつ、
おのおのの立場において、時代の要請に応えうる大学の創出に努める。